

武蔵村山市市民活動団体との協働に関する指針

平成 1 8 年 1 月

武 蔵 村 山 市

少子・高齢化社会、情報国際化社会の進展などにより社会構造が大きく変化し、戦後日本の発展を支えてきた行政制度や経済システムの構造的な見直しが求められ、時代はまさに大きな転換点にあります。

こうした中、地方分権を推進するための法整備が行われ、国の持つ権限・財源が地方に移譲され、「地方自治」「住民自治」の原点に改めて立ち返り、地域の特性を生かした活力ある豊かなまちづくりを進めていくことが求められています。つまり、市民と行政とが価値観を共有しながら、信頼関係に基づいたパートナーシップ関係のもと、共に決定し、その責任も共に負うという「自己決定」「自己責任」の原則に基づいて、協働してまちづくりを進めていくことが必要となります。この原則のもと、市民と行政との協働を一層進展させるために、これからの地方自治体の役割も見据え、時代の変化に対応した新たな仕組みとして本指針を策定しました。

この中では、「武蔵村山市第3次長期総合計画」のまちづくりの理念に掲げられている「自立する市民主体のまちづくり」の実現に向け、市民の主体的な活動を行政が支援し市民との協働を推進するための基本的な考え方として、「協働に関する理解の促進」「協働事業の推進」「協働事業の評価と見直し」「協働を進めるための環境づくり」「情報公開と共有化」の5つの柱を定めています。今後、この柱に従い、具体的な施策の展開を図り、市民との協働を一層推進していきますので、市民の皆様の積極的な御参加と御理解をお願いします。

目 次

1	協働の現状	1
	(1) 協働等に関する市民意識の現状	1
	(2) ボランティア団体等の設立状況	7
2	協働の基本的な考え方	8
	(1) 定義について	8
	(2) 協働の必要性について	10
	(3) 協働により期待される効果について	10
	(4) 協働に適した事業について	11
3	協働の指針	12
	指針1 協働に関する理解の促進	12
	指針2 協働事業の推進	14
	指針3 協働事業の評価と見直し	16
	指針4 協働を進めるための環境づくり	17
	指針5 情報公開と共有化	19
	【参考資料】	
	武蔵村山市内NPO法人一覧	22
	特定非営利活動促進法	24

1 協働の現状

(1) 協働等に関する市民意識の現状

平成 16 年 6 月から 7 月にかけて市内在住 15 歳以上の男女 2,000 人を対象に市が実施した『武蔵村山市民意識調査』では、協働等に関して市民がどのような考えを持っているかについて調査を行い、その結果は次のとおりとなっています。

ア 市との関わりについて

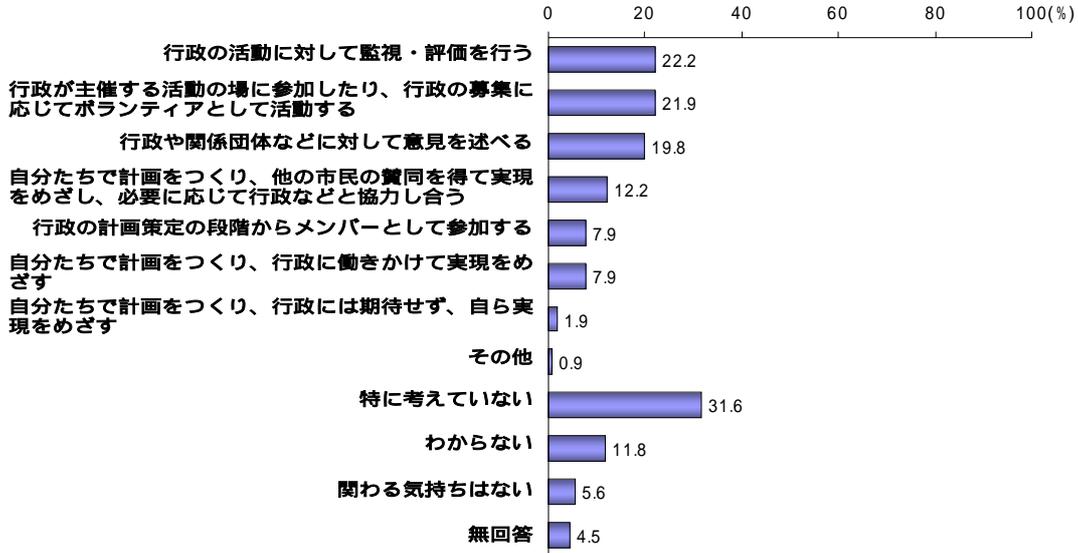
今後の自分と市との関わりについては、「行政の活動に対して監視・評価を行う」と答えた方が 22.2%、続いて「行政が主催する活動の場に参加したり、行政の募集に応じてボランティアとして活動する」と答えた方が 21.9%、「行政や関係団体などに対して意見を述べる」と答えた方が 19.8%で、これら 3 つの回答が 20% 前後でほぼ横並びとなっています。やや消極的、受け身な関わりを望む声が多くなっているようです。

また、これを性別で見ると、上位となった 4 つの回答では、女性と比較して、すべてにおいて男性が 6~13 ポイント差で上回っています。全体的に女性より男性の方が市との関わりについての意識が高いようです。

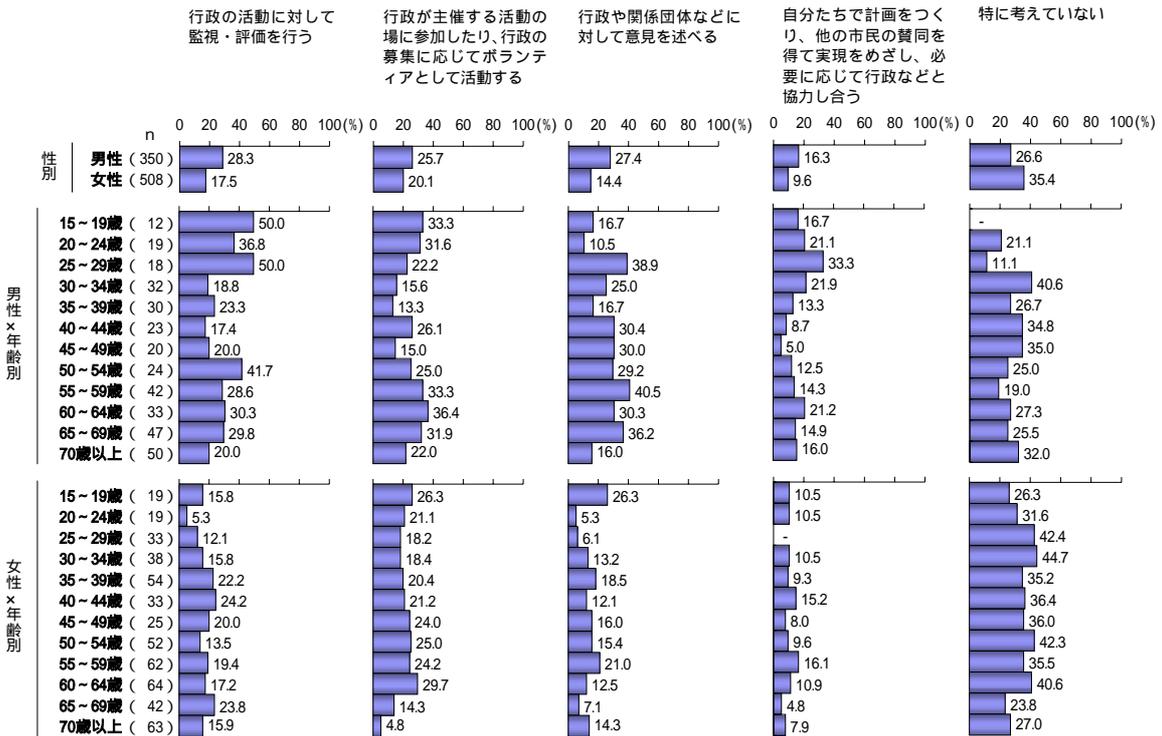
さらに、年齢別で見ると、「行政の活動に対して監視・評価を行う」と答えた中で、最も回答率が高かったのが、男性の「15~19 歳」「25~29 歳」で 50% となっています。同様に「行政が主催する活動の場に参加したり、行政の募集に応じてボランティアとして活動する」では男性の「60~64 歳」で 36.4% となるなど全体的に若年層及び高齢者層で市に深く関わっていかうとする結果が見られました。(図 1 参照)

図1 市との関わり

よりよい社会の実現のために、あなたは今後、どのようなかたちで行政に関わっていききたいと思いませんか。次の中から主なものを3つ選んでください。



性別年齢別内訳



イ 市民活動団体等への参加意向について

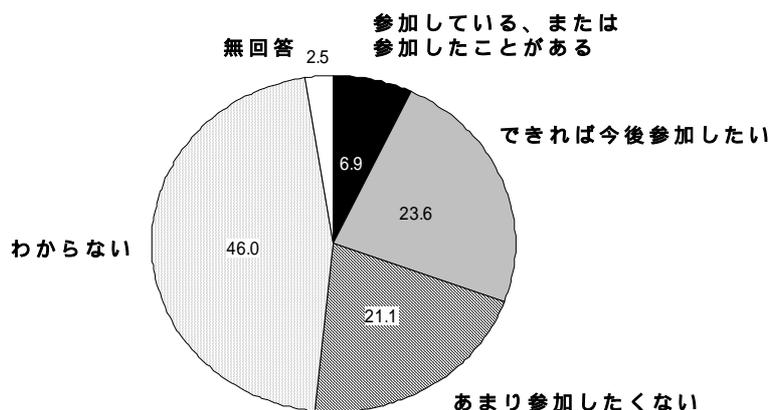
福祉や地域づくり等の様々な分野で、市民が自発的、継続的に、営利を目的としない社会貢献のための活動を行っている民間団体の活動に参加したことがあるかとの問いに対して、「参加している、または参加したことがある」と答えた方は6.9%で1割に満たず、「できれば今後参加したい」と答えた方は23.6%でおおよそ4人に1人の割合となっています。一方、「あまり参加したくない」と答えた消極的な意見は21.1%でおおよそ5人に1人となっています。

また、性別で見ると、「参加している、または参加したことがある」「できれば今後参加したい」の積極的な回答は、男女で大きな差異は見られませんが、「あまり参加したくない」では男性の方が女性を9ポイント上回っています。市民活動団体等への参加については、やや女性の方が積極的なようです。

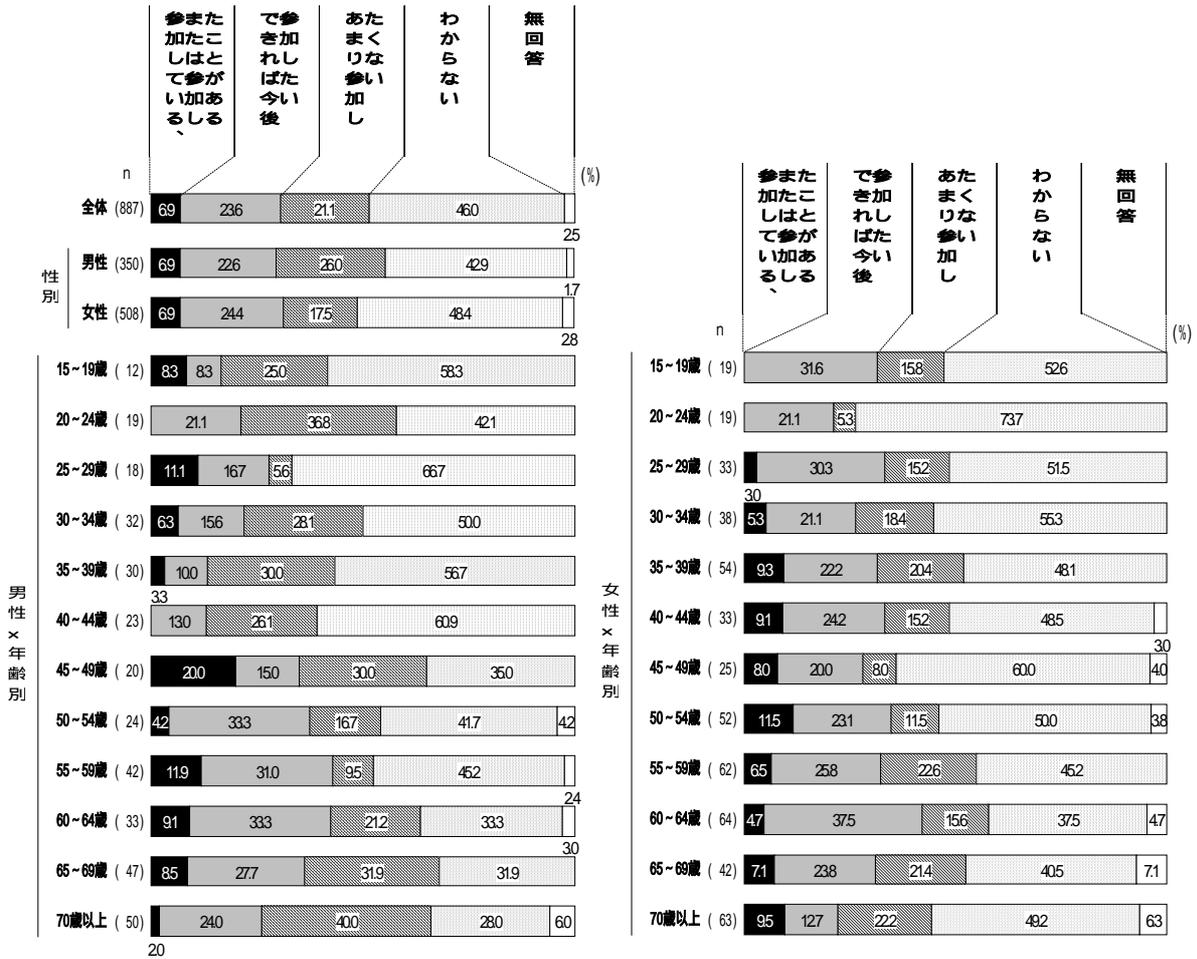
さらに、年齢別で見ると、「参加している、または参加したことがある」「できれば今後参加したい」と回答した割合の合計が最も高かったのは、男性「55～59歳」、女性「60歳～64歳」で、いずれも40%を超えています。全般的に50代、60代前半ぐらいまでの年齢層が、市民活動団体等の参加に意欲的なようです。(図2参照)

図2 市民活動団体等への参加意向

最近、ボランティア団体や市民活動団体など「NPO」といわれる団体の活動が活発になってきています。NPOとは、福祉や地域づくり、環境保全などのさまざまな分野で、住民が自発的、継続的に、営利を目的としない社会に貢献する活動を行っている民間の団体のことです。あなたは、NPOの活動に参加したことがありますか。次の中から1つだけ選んでください。



性別年齢別内訳



ウ 関心のある市民活動について

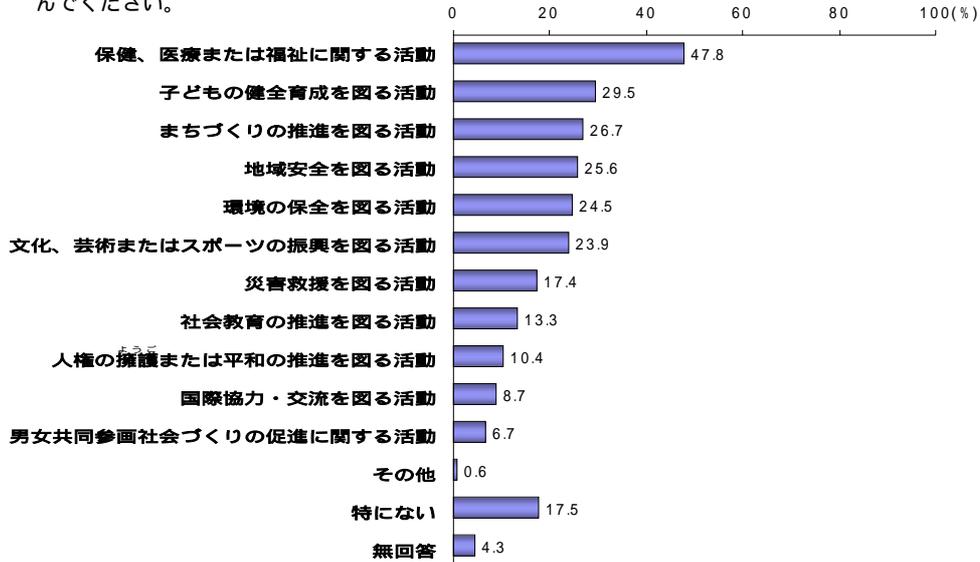
具体的に関心を持っている市民活動について聞いたところ、「保健、医療または福祉に関する活動」と答えた方が47.8%と最も多くなっていて、続いて、順に「子どもの健全育成を図る活動」と答えた方が29.5%、「まちづくりの推進を図る活動」と答えた方が26.7%となっています。

また、性別で見ると、「保健、医療または福祉に関する活動」と答えた方が、男性約46%、女性約49%と、男女ともに最も関心のある市民活動となっています。続いて関心のあるのは、男性では「まちづくりの推進を図る活動」で32.6%、女性では「子どもの健全育成を図る活動」で31.3%となっています。

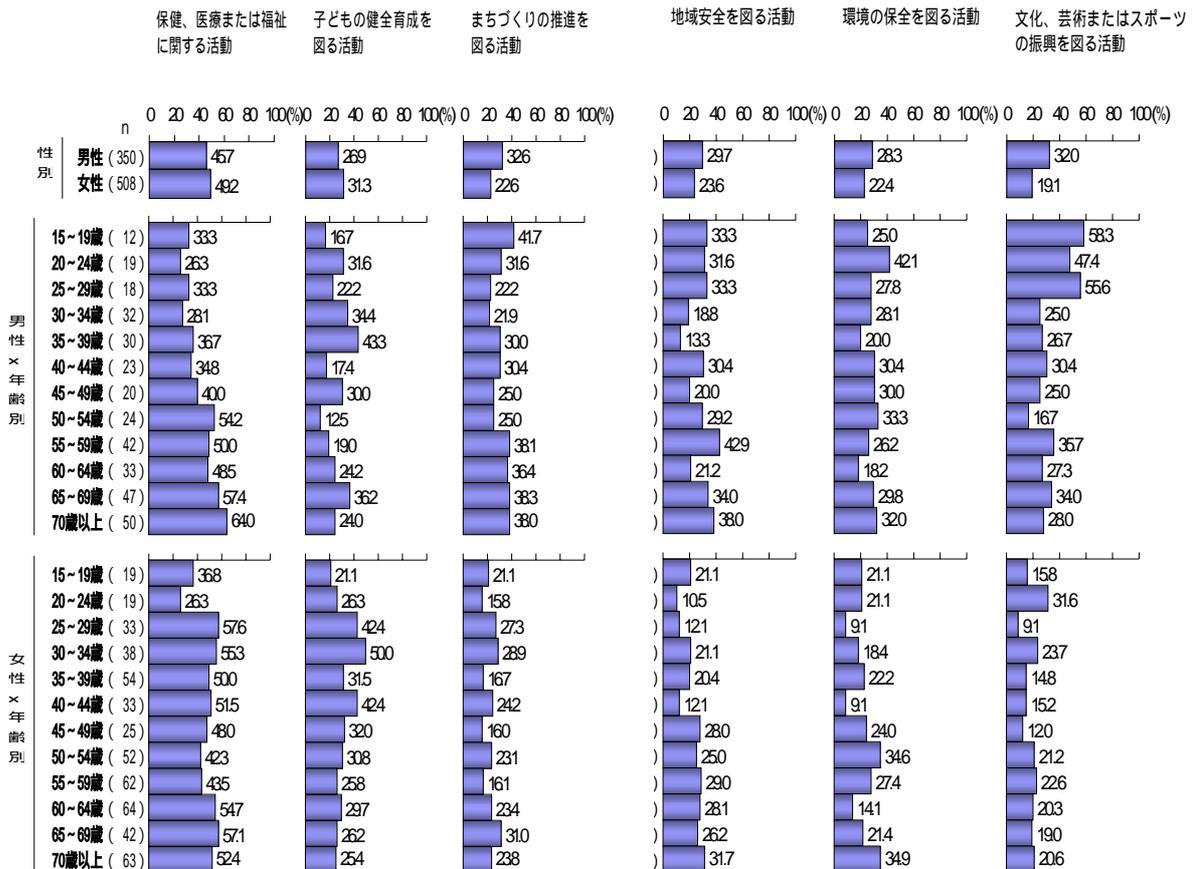
さらに、年齢別で見ると、男性の「50歳以上」、女性の「25歳未満」を除いたすべての年齢層で、約半数の人が「保健、医療または福祉に関する活動」に関心があると回答しています。また、特に、男性「30歳未満」の若年層のおおよそ2人に1人が「文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動」に、非常に高い関心を示しているのが特徴的です。(図3参照)

図3 関心のある市民活動

次にあげる「市民活動」の中で、あなたが関心を持っているものはありますか。次の中からすべて選んでください。



性別年齢別内訳



これらの結果から、特に、協働等についての市民の意識が全体的にあまり高くないという課題が浮き彫りとなり、今後、どのようにしてこの意識を高めていくかが重要と考えられます。

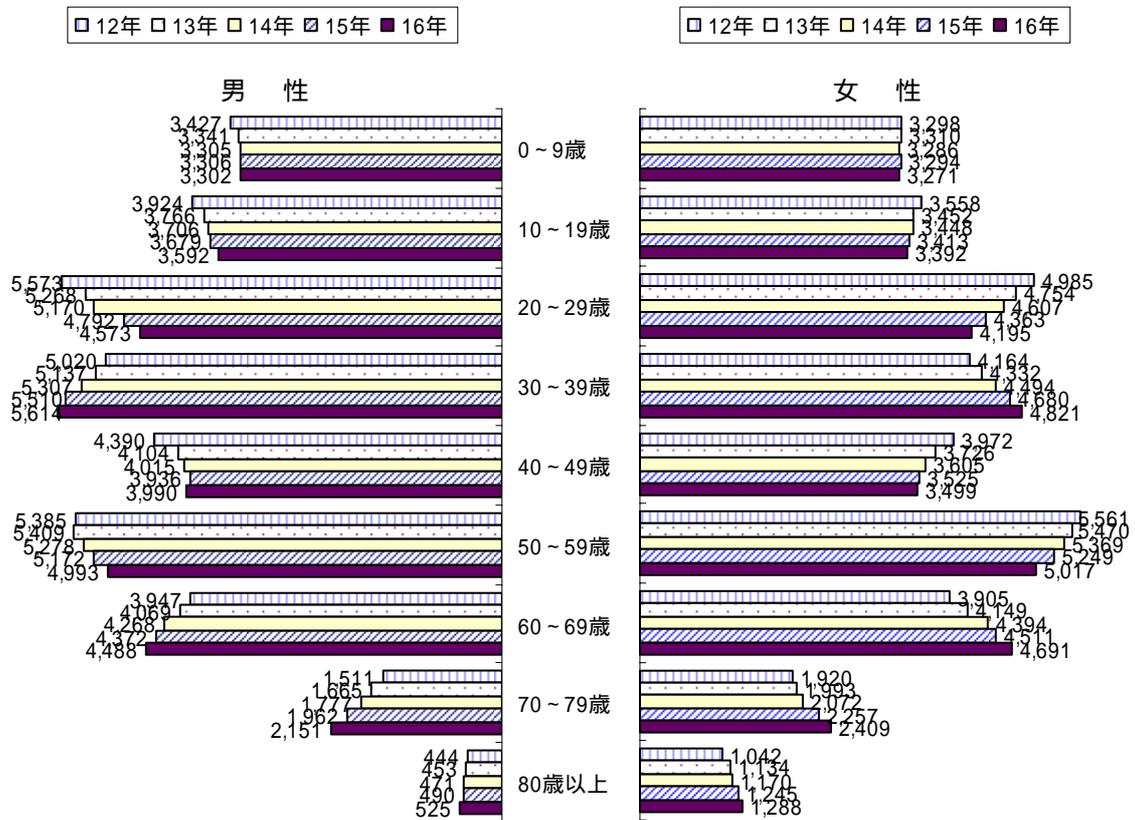
また、現在、最も市民活動団体等への参加意欲のある世代層も時間の流れとともに、高齢化が進んでいきます。市民活動の持続的な発展を促進するためには、相対的に参加意欲の低い若い世代の意識啓発を図り、次世代の担い手を育成していくことも非常に重要です。

図4 武蔵村山市年齢別人口推移（過去5年）



各年3月31日現在の状況

図5 武蔵村山市年齢別人口推移（過去5年）



各年3月31日現在の状況

(2) ボランティア団体等の設立状況

平成 17 年 8 月 1 日現在、市で把握しているものとして、武蔵村山市ボランティアセンターに登録されている団体が、79 団体あります。また、市内に主たる事務所を置く特定非営利活動促進法の認証を受けた特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）が 15 団体（上記センター登録の 79 団体の中に一部重複あり）設立されています。

また、これらの団体は、近年の市民活動の関心の高まりを背景に急速な伸びを見せ、ボランティアセンターの登録団体は、平成 14 年 4 月の同センター開設当初から 58 団体増え、市内の特定非営利活動法人は、平成 15、16 年度だけで 15 団体のうち 10 団体が設立されるなど増加傾向を示しています。しかし、現在の状況で十分ということはなく、団体が活動しやすい環境を整え、今後もさらに増加するような対応を図っていくことが重要です。

団体の活動分野としては、「まちづくりの推進を図る活動」「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」「社会教育の推進を図る活動」などを行っている団体が多くなっています。

2 協働の基本的な考え方

(1) 定義について

ア 市民活動団体とは

本指針では、次の条件をすべて満たす活動をしている団体を「市民活動団体」と定義します。

ただし、宗教活動、政治活動を主たる目的として活動をしている団体を除きます。

ア 営利を目的としないで活動をしている団体

イ 不特定かつ多数の利益の増進に寄与する公益的な課題の解決を目指して活動をしている団体

ウ 自立的、継続的に活動をしている団体

エ 市民が自発的に参加して活動をしている団体

具体的には、特定非営利活動法人（NPO法人）及びボランティア団体等の法人格のない任意団体が該当するものと考えられます。

【概 説】

(ア)「営利を目的としないで活動をしている団体」とは

利潤の追求を団体の目的としていないということです。なお、これは、有償でサービスを提供することを妨げるものではなく、その利益を団体の構成員に再分配しないということを意味しています。

(イ)「不特定かつ多数の利益の増進に寄与する公益的な課題の解決を目指して活動をしている団体」とは

特定の個人又は法人その他の団体の利益を追求するのではなく、公共の利益のために、様々な課題の解決を目標、目的としているということです。

(ウ)「自立的、継続的に活動をしている団体」とは

行政から独立した民間の団体であり、一度限りの集まりなどではなく、団体として組織化されて継続的に活動をしているということです。

(エ)「市民が自発的に参加して活動をしている団体」とは

参加者自らの意志に基づき活動に参加しているということです。

参 考

1 「NPO」とは

NPO (Non-profit Organization) とは、利益の追求を目的としない活動を行う民間の非営利組織のことです。広く認められた統一された定義がなく、広義には、「特定非営利活動法人(NPO法人)」から「ボランティア団体」、「自治会」、「公益団体」、「共益団体」等も含めて「NPO」と呼ぶこともあります。また、狭義には、「NPO法人」のみを指す場合もあります。経済企画庁の平成12年度国民生活白書の中では、「NPO法人」、「法人格を取得していない市民活動団体(本指針で定義した市民活動団体と同義ではない)やボランティア団体」としています。

2 「特定非営利活動法人(NPO法人)」とは

特定非営利活動促進法は、同法で定める分野の非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、平成10年12月に施行されました。この法律に基づき認証を受けた団体を特定非営利活動法人(NPO法人)と呼んでいます。これによりNPO法人には、法人格が付与され、不動産の登記、銀行口座の開設、契約の締結を法人名ですることができます。また、NPO法人は、活動の資金や運営の経費に充てるため、特定非営利活動の事業に支障のない範囲で、収益事業を行うことができます。

イ 協働とは

本指針では次のとおり「協働」を定義します。

「市民活動団体と市との協働とは、対等な立場で、相互の立場や特性を認め、共通する公共的な課題の解決に向け、協力して活動する関係をいいます。」

【概 説】

(ア) 「対等な立場であること」とは

市民活動団体と市とは、互いに独立した存在であり、自立性を尊重し合いながら対等な立場であることを認識し合うということです。

(イ) 「相互の立場や特性を認めること」とは

市民活動団体と市とは、考え方、行動原理等が異なることから、双方の共通点や相違点を見極め、双方が譲歩できる点とできない点を認め合うということです。

(ウ) 「共通する公共的な課題の解決をすること」とは

市民活動団体と市とが、課題意識、目的意識を共有して、公共の利益の増進を図っていくということです。

(エ)「協力して活動すること」とは

どちらかが従属、依存して活動することではなく、双方の特性を生かしながら、力を合わせて同じ目標に向かって活動するということです。

(2) 協働の必要性について

ア 複雑多様化する市民ニーズへの対応

生活様式、価値観の多様化に伴い市民ニーズは複雑多様化してきました。従来の行政手法では、そうしたニーズに対して柔軟に対応することが難しくなってきました。市民活動団体の先駆性、専門性、多様性等の特性を生かしながら、協働して対応することにより、多様なニーズにこたえたサービスを提供していくことが可能になります。

イ 地域活力の充実

協働によって、市民の様々な活動の場が創出されることにより、それが市民の自己実現の場となり、地域社会の中で生活する充足感につながっていきます。また、こうした活動を通じて、地域に対しての愛着心、まちづくりの主体者であるという意識が芽生えます。常に課題を認識しながら、主体的に課題解決する行動を促す契機となり、地域の活力を生み出していきます。

ウ 市民の力を生かした地域に根差したまちづくり

市民は、それぞれの生活、職業等を通じて様々な専門性を有しているとともに、地域の課題についても最も身近な問題として熟知しています。協働を進めることにより市の透明性が高まり、市民は必要な情報の開示・提供を受けられます。市民と市とが情報を共有し、様々な専門的な知識を持った地域の実情を理解している人材を生かすことにより、地域に根差したまちづくりを一層進めることができます。

(3) 協働により期待される効果について

ア 市にとっての効果

市民活動団体の様々な特性を生かすことにより、市民サービスの質的な向

上、多様化している市民ニーズに対応できるようになります。また、異なる考え方、行動原理を持つ市民活動団体との協働によって、市の体質改善の契機となり政策への新しい発想の導入が図られるとともに、業務の効率化が図られます。

イ 市民活動団体にとっての効果

市民活動団体の活動の場が拡大するとともに、自らの特性を生かしながら、より効果的に団体の使命、目的を達成することができるようになります。また、組織の透明性が高まり、責任ある体制でのサービスが求められるようになり、組織基盤の安定強化が図られます。

ウ 市民にとっての効果

市民ニーズにきめ細かく柔軟に対応したサービスの提供が受けられるようになります。また、積極的な情報公開などにより市政が開かれ、市民の市への関心が高まり、市がより身近なものとなります。さらに、社会での活躍の場や雇用の機会が拡大し、生きがい、やりがいのある場を得ることができます。

(4) 協働に適した事業について

市民活動団体と市との協働は、市民活動団体の特性を生かした次のような事業が適していると考えられます。

- ア 市では制度的に対応しにくい新しい課題等にこたえられる市民活動団体の先駆性を生かした事業
- イ 活動を通じて蓄積された専門的知識等を有している市民活動団体の専門性を生かした事業
- ウ 複雑多様化した市民ニーズにきめ細かにこたえられる市民活動団体の柔軟性を生かした事業
- エ 緊急時等に制度的な枠組みに捉われず、より迅速な対応が可能な市民活動団体の機敏性を生かした事業
- オ 市で行き届かない地域課題に、独自の地域ネットワークを有している市民活動団体の地域性を生かした事業

3 協働の指針

指針1 協働に関する理解の促進

市職員、市民の協働についての理解を深めていきます。

ア 協働に関する職員の理解の促進

現状において、市民活動団体が公共的課題の解決を図る主体となり得るとの市職員の理解が不十分であり、これまで以上に協働を進めていくという視点に立ち、正しい協働についての認識を持つ必要があります。既存の行政運営のあり方についての発想、手法の転換を図るためには、その必要性や具体的事例などについて職員の理解を深める取組が必要です。

また、市民活動団体は課題解決に向けて、市とは異なる原理、手法を持っています。市職員がこうしたことを十分に理解しないままに協働を進めては、市民活動団体との継続的な信頼関係を構築していくことは困難です。市民活動団体と市とが強固なパートナーシップ関係を築いていくためには、市民活動団体の果たす役割や特性についての理解を深めていくことが重要です。

市の具体的な取組の考え方

(ア) 職員の協働に関する研修等の実施

協働の目的、必要性、効果等についての認識と市民活動団体の役割、特性等の理解を深めるための職員研修等の機会を設けるよう努めます。

(イ) 職員のボランティア活動への参加の促進

職員の市民活動団体のボランティア活動等への参加を推進し、市民活動団体に対する理解を一層深めるとともに、こうした活動を通じての市民活動団体との相互理解の促進に努めます。また、併せて、職員のボランティア活動への参加に向けて、ボランティア休暇制度の導入等の参加しやすい環境づくりにも努めていきます。

イ 協働に対する市民意識の高揚

市民は、地域の公共的課題に取り組み、共に支え合う地域社会を築いていく主体であり、市民活動団体は、いわばその集合体です。市民一人ひとりが、すべて市に任せておけばよいという従来の意識を変え、協働の重要性を認識する必要があります。また、持続、発展的に協働を推進していくためには、主体的

にまちづくりに関わっていかうとする市民の自治意識を高め、常に新たな人材を育成していくことも必要不可欠です。

市の具体的な取組の考え方

(ア)市民向けの意識啓発事業の実施

協働の裾野を拡大するために、市報、ホームページ等を通じた情報提供による意識啓発やボランティア活動に当たっての知識・技術習得、特定非営利活動法人設立についてなど市民が協働の必要性等の理解を深めるための講座や特定非営利活動法人格取得に関する相談事業等の充実を図るよう努めていきます。

既存事業の見直しや新規事業の検討に当たって協働の手法を積極的に取り入れていくとともに、効率的かつ効果的に成果が得られるよう協働事業を進めていきます。

ア 協働事業の検討

事業の協働化に向けた検討に当たっては、事業目的が市民活動団体と市との共通の課題領域であることが前提となります。それには、計画立案段階から市民活動団体と市とが緊密な情報交換を図り、目的達成に向けて、最大の効果が上がるように、相互に理解し、協力・連携していくことが必要です。また、市民ニーズを的確にとらえた市民サービスの向上につながるものであるか、市民活動団体の特性を生かして、効果的かつ効率的に実施できる事業であるかを十分に検討した上で、積極的に協働の手法を取り入れていくことが重要です。

さらに、実際に協働事業を実施する際には、市民活動団体と市とが目的達成のための相互協力の意志確認をし、市民に対して責任を負うという認識を持って協働事業を進めることが重要です。また、対等なパートナーとして、互いを理解、尊重し合い相乗効果が得られるよう役割分担を明確にして、事業を進める必要があります。

市の具体的な取組の考え方

(ア) 協働マニュアルの作成

協働を進めていくための具体的な手順を体系的に示したマニュアルの作成に努めます。

(イ) 協働事業の実施に向けての検討

市が単独で行ってきた既存の事業や新たに実施する事業について、協働化の視点からその可能性の検討を行うよう努めます。

ア 適切な協働の形態の選択と協働相手の選定

協働事業を計画立案する際には、市民活動団体、市のそれぞれの特性を生かせるよう、その事業の趣旨を踏まえながら、様々な協働の形態から最も効果的な形態を選択していく必要があります。

また、市民活動団体は、それぞれ理念、組織規模、事業遂行能力、活動内容、活動実績が異なりますので、その中でどの団体と協働することにより、効率的に事業が遂行でき、質の高い市民サービスが提供できるか等を十分に検討することが重要です。

市の具体的な取組の考え方

(ア)新たな協働形態の検討

市民活動団体と市との協働は、今後、多様な取組が予想されます。質の高い成果を得るためには、新たな協働形態が必要となることも考えられ、最も適した形態の検討と導入が求められます。市民活動団体との情報の共有化を図るなど新たな協働形態に関する情報収集に努めます。

(イ)市民活動団体に関する情報収集

最も事業に適切な協働相手となる市民活動団体を選定するために、団体に関する必要な情報の収集に努めます。

(ウ)選定基準の透明化

協働相手の選定基準を定め、客観性、公平性を高めるため、その基準を公開して透明性の確保に努めます。

参 考

3 協働形態

一般に、協働の形態としては、次のようなものが考えられます。

共催

市民活動団体と行政が主催者となって共に一つの事業を行う協働形態です。

実行委員会・協議会

市民活動団体と行政等で組織した実行委員会や協議会が主催者となって、事業を行う協働形態です。

事業協力

市民活動団体と行政との間で、一定期間、継続的な関係のもとで事業を協力して行う協働形態です。

委託

行政が、市民活動団体に対して、業務を委託する協働形態です。

情報提供・情報交換

行政が、市民活動団体から提案を受けたり、意見を聴いたりする協働形態です。

指針3 協働事業の評価と見直し

協働事業の実施後にその結果についての評価を行い、フィードバックして事業の見直しを図り、より質の高いサービスの提供をしていきます。

ア 協働事業実施後の評価及び見直し

市民活動団体と市との協働関係を、さらに強固で成熟したものに育んでいくためには、協働事業を実施した後に、その成果を達成するための手段として協働という手段が有効であったかなどの評価を行うことが必要不可欠です。こうした評価を行うことにより、職員の協働に対する意識啓発が図れるとともに、より質の高い市民サービスを提供していくことができます。また、同じ市民活動団体との協働が継続して行われると、相互の依存感の高まりにより、団体の自主性・自発性が失われて協働の意義が損なわれたり、特定の団体の既得権益化を招いたりするなどの弊害も生じやすくなるので、こうしたことを未然に防ぐためにも事業実施後の評価は必要不可欠といえます。

さらに、重要なことは、その評価の結果により、見直すべき課題が生じた場合には、フィードバックし、改善を図っていくシステムの構築などに努めることです。

市の具体的な取組の考え方

(ア) 協働事業の評価の実施

協働事業の評価基準を定めるなどして、事業実施後に客観的、定期的に評価できる仕組みの構築に努めます。また、こうした一連の評価のプロセス、基準等を公表して透明性を確保するように努めます。

協働を推進していくための体制整備と市民活動団体への支援を行っていきます。

ア 協働に関する市の推進基盤の確立

市民活動団体が市のどこにこの事案を相談してよいか分からないなどの意見があることから、市の窓口がどこになるのかをより明確にして、市民活動団体と市が円滑にコミュニケーションをとれる体制を築いていく必要があります。

また、市民活動団体は、事業ごとに細分化された縦割りの行政組織のすきまを埋めながら、市民ニーズを的確にとらえて課題解決を図るとともに、活動内容が多岐に渡る場合が多いため、市の複数部署に関係するような横断的な事案を多く抱えています。そのような際に、市では迅速な対応が難しい場合があります。こうした問題を総合的に解決できる体制を整えるとともに、全庁的に各部署と協力・連携する体制を構築し、協働の推進基盤を確立していくことが必要です。

市の具体的な取組の考え方

(ア) 協働についての窓口の明確化

市報、ホームページ等を通じて協働に関する窓口をより明確にしていくように努めます。

(イ) 協働に関する窓口の機能強化

市民活動団体の運営上の問題等の多様な相談に対応できるよう窓口体制の強化に努めます。また、市民活動団体からの相談、要望などにおいて複数のセクションに関係するような際にも、庁内の協働の総合的な窓口として柔軟な対応が図れるよう窓口のコーディネート機能の充実に努めます。

イ 市民活動団体への支援

市民活動団体の現状での大きな課題として、財務基盤の安定、人材、活動場所の確保などが挙げられます。こうした問題の解決に向けては、団体の自助努力により解決されることが望ましいことですが、現状で市民活動団体を取り巻く環境が十分に整っていない状況であることから、市からの資金、人材育成等での支援が必要と考えられます。

資金の確保に向けては、市民活動団体の社会的な認知度を高め、多くの市民や民間企業が参加しやすい体制を整え、会費や寄附金を得やすい環境づくりに

努めることが必要です。また、市民活動団体への委託の促進を図り、団体の事業収入の拡大を図っていくことも有効であると考えられます。他方、市からの補助金等の活動資金の直接的な助成についても考えられますが、団体の自主性・自立性を損なう可能性もあり、そのあり方については、慎重に検討を行う必要があると考えます。

また、人材育成については、市民活動団体の組織運営の安定化を図っていくために、市民活動団体のマネジメントに関わるスタッフや団体の活動領域に関して専門知識を有するスタッフを育成していく必要があり、そのための市の支援が重要です。

さらに、活動場所の確保については、単に、市民活動団体の会議等の場の提供にとどまらず、市民活動団体が団体相互間や市民との交流を通して、市民ニーズを把握したり、有機的な連携ができる場所となるようにしていくことが重要です。併せて団体の活動に必要な情報の提供ができる機能を備え、団体の利用利便性の向上を図っていくことも必要と考えます。

市の具体的な取組の考え方

(ア)市民活動団体の人材育成のための講座等の充実

市民活動団体の自立支援を図るために、組織運営などに関する講座等の充実を図り、人材育成に努めます。

(イ)資金確保に向けた市民活動団体への支援

市民活動団体の財務基盤の安定強化のため、市民活動団体が実施した場合に、より効果的に事業が遂行できると考えられる事業の委託を積極的に行うとともに、民間の基金、寄附金などの市民活動団体への財政支援等に関する情報提供を行うなど資金確保に向けた支援に努めます。

(ウ)ボランティアセンターの活用の促進

当面は、市民総合センター内に設置された市のボランティアセンターを市民活動団体の活動拠点の中心として、積極的なPR展開により、認知度を高めるとともに、有効活用が図られるよう努めます。

市民活動団体への必要な情報の提供を行うとともに、情報の共有化を図り、ネットワーク体制を構築します。

ア 情報収集・提供体制の確立

市で協働を進めたいと考えている事業についての情報や市民活動団体の活動に必要な情報などを積極的に提供していく必要があります。また、市民活動団体から市への情報提供も不可欠であり、意見交換等の緊密な連携により情報の共有化を推進して、ネットワーク体制を構築していく必要があります。また、地域に情報の流れを作り出すには、市民活動団体と市とのコーディネートを図る中間支援組織を活用していくことも有効な手段です。現状では、市民主導の中間支援組織があまり機能していませんが、今後、連携を図って情報の共有化をより一層効果的に進めることも重要です。

市の具体的な取組の考え方

(ア) 情報収集・提供のための窓口の一元化

市民活動団体が必要とする情報や協働を全庁的に推進していくに当たっての必要な情報を一元的に集積、管理、提供できる体制づくりに努めます。

(イ) 情報共有化体制の構築

市民活動団体相互間での情報の共有化を図るための情報交換の場を定期的に設けるよう努めるとともに、市民活動団体と市との様々な意見交換のための機会を作り、情報ネットワーク体制を構築して、緊密な連携が図れるよう努めます。

参 考 资 料

[参考資料1] 武蔵村山市内NPO法人一覧

平成17年8月1日現在

	法人名称	活動内容	代表者氏名	所在地
1	くわの実	赤ちゃんからお年寄りまで生活の支援を必要とする人々に対し、保育・家事・介助・介護等の支援、調査研究、政策提案等を行う。また、介護保険(ヘルパー・ケアマネジャー・デイサービス)、支援費(ヘルパー)、高齢・精神生活支援の事業を行う。	奥原 せつ子	東京都武蔵村山市本町一丁目50番地の1
2	CEP・子どもひろば	子どもと青少年の健全な成長と安定した人格形成をサポートするための参加型学習の出前授業を東京都全域の学校を対象に実施すると共に、保護者研修、教職員研修、大学等に市民性学習や人権啓発の出張講義を実施する。	高橋 真佐美	東京都武蔵村山市神明二丁目38番地の18
3	多文化国際交流支援協会	日本と外国との伝統文化、芸能の交流及び普及を行う。	澤崎 眞彦	東京都武蔵村山市岸一丁目32番地の25
4	レインボー	高齢者および障害のある方々に対して、生活支援事業を行う。	鈴木 君子	東京都武蔵村山市学園四丁目46番地長井ビル1階
5	かあさんの家	高齢者や障害者に対し、介護保健法及び各種法律に基づく居宅サービス事業や在宅福祉サービス事業に係る各種事業を行うと共に、子育て、家庭教育等の支援に係る事業、各種ボランティアの促進に係る事業及び、これらに関する啓蒙を図る事業を行う。	善家 一郎	東京都武蔵村山市伊奈平六丁目45番地の2
6	すきっぴ	知的障害のある学齢期児童に対し、放課後や余暇時間に創作活動やスポーツなど療育に必要な支援のほか、養護学校の卒業生など在宅の障害者に対し、生活訓練や就労のための支援を行うことを通じて、自立に必要な力をつけていく活動を行っている。	森 カスミ	東京都武蔵村山市伊奈平六丁目49番地の1
7	ヒューマンライフ・エンジョイ友の会	高齢者や障害者等に対し、訪問介護事業、居宅介護支援事業、送迎サービス事業等の福祉支援事業を行う。	塩田 和行	東京都武蔵村山市本町一丁目48番地の3
8	日本自動車長寿化協会	車の長寿化を図るべく消費者及びメンテナンス業界に知識の普及と仕組みづくりを支援し、地球環境保全と省資源に貢献する事業を行う。	井上 勝彦	東京都武蔵村山市大南五丁目8番地の1
9	シニアメイトサービス	在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の支援を必要とする人々に対して、福祉サービスの行政などへの申請の支援や介護者研修、在宅介護サービス事業、高齢者の健康維持活動、成年後見制度に関する事業を行う。	藤崎 由美子	東京都武蔵村山市大南四丁目24番地の10
10	つむぎの会	地域において共同生活を望む知的障害者に対し、グループホームを設置し、日常生活における援護及び指導を実施するとともに、福祉マップの策定等まちづくりに関する事業を行う。	飯塚 十日子	東京都武蔵村山市大南二丁目82番地の3
11	女性フォーラム結い	女性の自立支援、スキルアップのためのパソコン教室、講座及び男女共同参画推進に関する講演会等の事業を実施することにより、男女が互いに人権や個性を尊重し、ともに社会のあらゆる分野に参画し、個性豊かないきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に努めるとともに、郷土マップの作成・提供及び地場産製品の普及啓発事業を通じ、市のPRを行い、もってまちづくりの推進に関する事業を行う。	荻原 恵子	東京都武蔵村山市大南三丁目55番地の2
12	共同作業所かたくり	障害のある人が地域社会で人々と交流し、より豊かな生活を送れるようノーマライゼーションの理念に基づき、働く意欲がありながら働き場所がなくひきこもりがちになる障害のある人々が参加できる共同作業所での作業、及びリサイクル品の再生、販売と自主作品の製作を行うことにより、障害のある人々の自立支援を目指す事業を行う。さらに、誰もが生涯を通じて生き生きと暮らすことに寄与することを目的として、作業所を中心に地域との交流に関する事業を行う。	脇本 良英	東京都武蔵村山市緑が丘1460番地48-39

13	むさしむら やま子ども 劇場	子どもたちが心豊かで伸びやかに育つ地域の形成に寄与することを目的として、地域の子どもと大人に対して、他団体や行政と協働しながら優れた舞台芸術の鑑賞や芸術文化体験活動を行う。	木村 祐子	東京都武蔵村山市学園三丁目71番地の5
14	ひろば	高齢者や身体障害者等(以下「高齢者等」という。)に対し、介護保険法による居宅サービス事業、身体障害者法による障害者サービス事業などを実施することにより、高齢者等が地域社会の中で安心して、楽しい生活を送れる社会の実現に努めるとともに、子育てや子供に対する教育、ペットの問題などの相談事業等を実施し、人と環境にやさしい、ふれあいのある地域社会の形成に努め、もって地域コミュニティ全体の利益の増進に寄与する事業を行う。	井上・ち子	東京都武蔵村山市大南一丁目81番地の4
15	武蔵村山ひ まわり	障害者が住み慣れた地域で安心して、自立した生活が送れる社会の実現に努め、福祉の増進を図ることを目的として、障害者に対し、社会的な自立を促進するための学習・スポーツ等の日常生活上の自立支援事業や就労のための技術取得支援事業、障害者の生活援助を行うグループホーム事業等を行う。	佐々木伸一	東京都武蔵村山市残堀一丁目28番地の3 3階

[参考資料 2] 特定非営利活動促進法

平成十年三月二十五日 公布
平成十一年十二月八日 改正
平成十一年十二月二十二日 改正
平成十二年六月七日 改正
平成十三年十二月五日 改正
平成十四年七月三日 改正
平成十四年十二月六日 改正
平成十四年十二月十三日 改正
平成十四年十二月十八日 改正
平成十五年四月九日 改正
平成十六年六月二日 改正
平成十六年六月十八日 改正
平成十六年十二月一日 改正
平成十六年十二月一日 改正
平成十六年十二月三日 改正

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

八 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、収益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条及び第四十四条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。

- 2 特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令(前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項及び第四十四条の二を除き、以下同じ。)で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

ロ 各役員が第十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更にに関する事項

十四 公告の方法

- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 民法第三十四条の規定により設立された法人

三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)

ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月以内に行わなければならない。

3 所轄庁は、第一項の規定により不認証の決定をしたときは、速やかに、理由を付した書面をもって当該申請をした者にその旨を通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があつた場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記簿謄本を添付した届出書を所轄庁に提出しなければならない。

(民法の準用)

第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に関する部分に限る。)の規定は、特定非営利活動法人の設立について準用する。

第三節 管理

(役員の定数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の決定)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員の欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第三十一条第七項の規定を除く。)に違反したことにより、又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者

(役員の親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員の欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号口及び八に掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員の任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第四号に掲げる事項に係るもの(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)並びに同項第八号及び第十四号に掲げる事項に係るもの(第六項において「軽微な事項に係る定款の変更」という。)を除く。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

一 削除

二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

三 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明りょうに表示したものとすること。

四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書(次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。)並びに役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面(次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。)を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録、次条第二項において同じ。)、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し(次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。)の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等(過去三年間に提出を受けたものに限る。)又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

(民法の準用)

第三十条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六条までの規定は、特定非営利活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所八利害関係人又ハ検察官ノ請求二因リ」とあるのは、「所轄庁八利害関係人ノ請求二因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み替えるものとする。

第四節 解散及び合併

(解散事由)

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一 社員総会の決議

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

四 社員の欠亡

五 合併

六 破産手続開始の決定

七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算終了の届出の時にあっては、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人与合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
 - 3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。
 - 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。
 - 5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別これを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。
- 第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。
- 2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。
- 第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。
- (合併の効果)
- 第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務(当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。
- (合併の時期等)
- 第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。
- 2 第十三条第二項の規定は、前項の登記をした場合について準用する。
- (民法等の準用)
- 第四十条 民法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十六条から第三十七条まで及び第三十八条の規定は、特定非営利活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

第五節 監督

(報告及び検査)

- 第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
 - 3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
 - 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

- 第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

- 第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条第一項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
 - 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
 - 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

- 第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、所轄庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視總監又は道府県警察本部長(次条において「警察庁長官又は警察本部長」という。)の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警察庁長官又は警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第六節 雑則

(情報の提供)

第四十四条 内閣総理大臣は、第九条第二項の特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県の知事に対し、第二十九条第二項の閲覧に係る書類の写し(この項の規定により既に送付したものを除く。)を送付しなければならない。

2 第九条第二項の特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前項の書類の写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 都道府県の知事は、条例で定めるところにより、第一項の規定により送付を受けた書類の写しを閲覧させることができる。

(情報通信技術利用法の適用)

第四十四条の二 第十条第一項の規定による申請及び同条第二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出(役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。))に限る。)、第二十五条第三項の規定による申請、第二十九条第一項の規定による提出及び同条第二項の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請並びに第四十三条第四項の規定による交付について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。)第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例)」とする。

2 前条第三項の規定による閲覧について情報通信技術利用法第十二条の規定を適用する場合においては、同条中「当該手続等について規定する法令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とする。

(実施規定)

第四十五条 この章に定めるもののほか、この章の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令で定める。

第三章 税法上の特例

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人(以下「特定非営利活動法人」という。)を除く。))」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動法人を除く。))」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(特定非営利活動法人を含む。))」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等(特定非営利活動法人を除く。))」と、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」を「みなされているもの(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。))」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法(平成三年法律第六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三条の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第四章 罰則

第四十七条 第四十二条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 特定非営利活動法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その特定非営利活動法人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その特定非営利活動法人に対しても同条の刑を科する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。

二 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 第二十三条第一項又は第二十五条第六項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

- 五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 七 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 八 第四十条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 九 第四十条において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 十 第四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五十条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(平成十年十二月一日)から施行する。

(検討)

- 2 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行の日から起算して三年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(経過措置)

- 3 (略)

(地方税法の一部改正)

- 4 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。第二十四条第五項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する法人」を加える。第五十二条第二項第三号中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人」を加える。第五十三条第十二項中「公益法人等」の下に「(特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。)」を加える。第七十二条の五第一項に次の一号を加える。十二 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人 第二百九十四条第七項、第三百十二条第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項中「地縁による団体並びに」を「地縁による団体、」に改め、「政治団体」の下に「並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

- 5 (略)

附 則(平成十一年法律第百五十一号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。(以下、略)

附 則(平成十一年法律第百六十号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律(中略)は、平成十三年一月六日から施行する。(以下、略)

附 則(平成十二年法律第百十一号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日(平成十二年六月七日)から施行する。(以下、略)

附 則(平成十三年法律第百三十八号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日(平成十三年十二月二十五日)から施行する。(以下、略)

附 則(平成十四年法律第七十九号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。(以下、略)

附 則(平成十四年法律第百三十八号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。(以下、略)

附 則(平成十四年法律第百五十二号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。(以下、略)

附 則(平成十四年法律第百七十三号)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年五月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第五条第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際新法第五条第一項に規定するその他の事業(この法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第五条第一項に規定する収益事業を除く。)を行っている特定非営利活動法人の当該その他の事業については、新法第十一条第一項(第十一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

第三条 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十条第一項の認証の申請、旧法第二十五条第四項の認証の申請及び旧法第三十四条第四項の認証の申請をした者のこれらの申請に係る認証の基準については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際定款に事業年度の定めのない特定非営利活動法人(特定非営利活動法人の設立の認証の申請に係る団体を含む。次項において同じ。)については、新法第十一条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

2 この法律の施行の際事業年度を設けていない特定非営利活動法人についての当初の事業年度の開始の日の前日までの期間に係る新法第二十七条第四号、第二十八条第一項及び第二十九条第一項並びに附則第二条第一項の規定の適用については、新法第二十七条第四号中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、新法第二十八条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、「前事業年度」とあるのは「前年」と、「翌々事業年度」とあるのは「その年の翌々年」と、新法第二十九条第一項中「毎事業年度」とあるのは「毎年」と、附則第二条第一項中「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度」とあるのは「平成十六年一月一日(同日前に当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日)」と、「施行日前に開始した事業年度」とあるのは「平成十五年十二月三十一日(同日までに当初の事業年度が開始した場合にあっては、当該開始の日の前日)までの期間」とする。

附 則(平成十五年法律第二十三号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日(平成十五年四月九日)から施行する。(以下、略)

附 則(平成十六年法律第七十六号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日(平成十七年一月一日)から施行する。(以下、略)

附 則(平成十六年法律第二百二十四号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、新不動産登記法の施行の日(平成十七年三月七日)から施行する。(以下、略)

附 則(平成十六年法律第四百七十七号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(以下、略)

附 則(平成十六年法律第五十号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。(以下、略)

附 則(平成十六年法律第五百五十四号)(抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(平成十六年十二月三十日)から施行する。(以下、略)

別表(第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動